

令和元年度翻訳支援事業実施要綱

制定日令和元年6月1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、呉地域観光連絡協議会が実施する「地域事業者多言語化支援事業」について、呉市・江田島市・熊野町・坂町（以下「呉地域」という。）事業者が取り組む、翻訳が必要な助成物やコンテンツ等の翻訳費用に対して一部助成金を交付するために必要な事項を定める。

(当事業の目的)

第2条 当事業は、外国人観光客の施設利用の利便性向上による、呉地域滞在における満足度を高めることを目的とする。

(用語の定義)

第3条 「翻訳が必要な助成物やコンテンツ等」とは、外国人観光客が呉地域を観光する際に必要とするもの又は従業員が外国人観光客と接する際に必要なもので、次のいずれかに当てはまるもののことを指す。

- (1) パンフレット
- (2) 飲食メニュー
- (3) エリアマップ
- (4) 体験プログラム等インバウンドコンテンツの紹介、予約受付等を行うWebサイト
- (5) その他、外国人観光客を受入するために必要な媒体の翻訳として、呉地域観光連絡協議会が認めるもの

(助成対象事業者)

第4条 助成の対象となる事業者（以下「助成対象事業者」という。）は、呉地域観光連絡協議会の会員若しくは、会員になっている団体に所属している事業者であり、次のいずれかに当てはまる事業者とする。

- (1) 呉地域内飲食施設
- (2) 呉地域内宿泊施設（ホテル・民宿その他）
- (3) 呉地域内交通機関（バス・タクシー等）
- (4) 呉地域内観光物販施設
- (5) 呉地域内観光施設（公共施設を除く）
- (6) その他、外国人観光客を受入する施設等として、呉地域観光連絡協議会が認めるもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、対象外とする。

- (1) 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」第2条に該当する事業者
- (2) 外国人観光客受入実績または、受入予定のない場合
- (3) 国及び地方自治体
- (4) 他の類似の助成を受けている場合

(助成条件)

第5条 助成対象事業者の助成条件は、原則として次のとおりとする。

- (1) 翻訳費用に翻訳チェック費用が含まれていること。
- (2) 翻訳言語に英語及び繁体字が含まれていること。
- (3) 「翻訳物導入後レポート」の回答ができること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、対象外とする。

- (1) 令和2年2月28日までに完了報告書および作成物の提出がない
- (2) イベント、キャンペーン等、一定期間のみ使用するコンテンツ。(ただし2年以上の継続実績があり、今後も継続しコンテンツを活用する場合又は、呉地域観光連絡協議会が認めるものを除く。)
- (3) 商談、物販目的の助成物またはコンテンツ
- (4) 翻訳内容が不完全または誤謬が著しいもの
- (5) 助成対象期間以前に助成物またはコンテンツの翻訳、作成が完了しているもの
- (6) 翻訳業者等が翻訳にかかる申請手続きや事務連絡等を主導または代理で行う場合

3 助成金は、助成対象事業者名義の金融機関口座に日本円で振込ができること。

4 当事業の連絡事務について、助成対象事業者は日本語で円滑に対応できること。

(助成対象期間)

第6条 助成対象期間は、平成31年4月1日（見積日）より令和2年1月31日（完了）までの期間とする。ただし、申請書類の受付期間は、令和元年6月1日～令和元年12月27日17:00までとする。

2 申請総額が予算額を超過する場合には、助成対象期間内であっても受付を終了し、その取扱については、次のとおりとする。

(1) 原則として、予算額を超過した日を受付終了日とする。その日に提出された申請は公平を期するためにすべて受付しない。

(2) 有効な申請は、受付終了日前日までに「全ての提出書類の原本が不備なく呉地域観光連絡協議会へ提出されているもの」とし、捺印漏れ、書類不足、その他不備が生じている申請または問い合わせ中の申請については一切を受付しない。

(3) 受付終了日に関する問い合わせは一切取扱いしない。

(助成の交付額)

第7条 助成金交付は、予算の範囲内とし申請受付順とする。

2 助成が認められる費用は次のとおりとし、見積書も同様の項目で提出すること。

(1) 翻訳料

(2) 校正料，ネイティブチェック料，ダブルチェック料

(3) 値引き調整等の記載は認められない。

(4) 消費税込金額を，助成対象とする。

(5) 翻訳以外にかかる経費（デザイン料・印刷費・交通費・備品費等）は，助成対象外とする。

3 助成額は，翻訳1言語1件につき上限税込8万円とし，補助対象経費の2分の1とする。

助成対象	助成額／1件
翻訳が必要な助成物やコンテンツ作成等にかかる翻訳料	税込8万円（上限） 補助対象経費の2分の1

(1) 助成額に千円未満の端数が生じたときは，その端数は切り捨てる。

(2) 助成が認められる費用であっても，内容，金額等によってはその費用の一部または全額を助成対象としない場合がある。

(助成金申請書の提出)

第8条 助成対象事業者は，原則見積書の有効期限内に，次に挙げる書類を不備のない状態で呉地域観光連絡協議会へ提出すること。ただし，1月期の申請については，令和2年1月10日を下記書類の提出締切日とする。

提出書類
(1) 申請書・確認表（様式第 1 号）
(2) 翻訳会社押印付き見積書（写しでも可）
(3) 翻訳前の原文（写しでも可）

※ 全ての提出書類において、原本での取扱いを原則とし、FAXにて提出された書類は受付不可とする。ただし「確認表、見積書」は電子メールを利用し、データにて提出することができる。

（申請の受理）

第 9 条 呉地域観光連絡協議会は、第8条により提出された申請書等を審査し、受理書（様式第 2 号）により助成対象事業者に通知する。

- 2 前項に定める受理書は、当事業の交付予定を示すものであり、すべて助成対象となるわけではない。
- 3 交付予定額を超えての交付はいかなる理由があっても助成することはできない。
- 4 呉地域観光連絡協議会が助成事業対象者に受理書を通知後、何らかの事情によりやむを得ず申請を取下げたい場合は、取下げ申請書（様式第 6 号）を速やかに提出すること。
- 5 呉地域観光連絡協議会が助成対象事業者に受理書を通知後、申請内容の変更は原則認めない。
ただし、何らかの事情により変更が生じる際は、翻訳作業の実施前に変更申請書（様式第 7 号）を提出し、承認を得た場合は助成対象とする。変更申請は、1 度限りとし、1 月期の変更申請は認めない。

（翻訳及び作成作業の実施）

第10条 翻訳及び作成作業は、助成対象事業者が呉地域観光連絡協議会より受理書（様式第 2 号）の交付を受けた後に行うものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、受付期間以前（平成31年 4 月 1 日から令和元年 5 月31日まで）に、既に翻訳及び作成作業が完了しているものを除く。ただし、この場合であっても、第 7 条第 2 項による見積書を提出すること。

(完了報告書等交付決定に必要な書類の提出)

第11条 助成対象事業者は、第3条に示す「翻訳が必要な助成物やコンテンツ等」を作成後、翻訳会社領収書の発行日より起算して原則30日以内（30日後が土日祝日にあたる場合はその前の平日）に次に挙げる書類を不備のない状態で呉地域観光連絡協議会へ提出すること。

ただし、1月期の翻訳実施分については、令和2年1月31日を下記書類（作成物含む）の提出締切日とする。なお、期限までに提出されない場合、助成金は交付しない。

提出書類
(1) 完了報告書（様式第3号）
(2) 翻訳料の領収書の写し
(3) 翻訳会社等が作成した翻訳証明書の写し
(4) 作成物

※ 全ての提出書類において、原本での取扱いを原則とし、FAXにて提出された書類は受付不可とする。ただし「領収書、翻訳証明書」は電子メールを利用し、データにて提出することができる。

(交付の決定)

第12条 呉地域観光連絡協議会は第11条により提出された完了報告書等を呉地域観光連絡協議会が別に定める審査基準において審査し、助成金の交付金額の決定を行う。ただし、呉地域観光連絡協議会内の審査において助成が適切ではないと判断されたものは、第10条における受理書があっても、助成金の一部または全額は交付しない。

2 呉地域観光連絡協議会は前項の決定事項に応じて交付決定通知書(様式第4号)をもって助成対象事業者に通知する。

3 呉地域観光連絡協議会が事業対象者に交付決定書を通知後、何らかの事情によりやむを得ず申請を取下げたい場合は、取下げ申請書（様式第6号）を速やかに提出すること。

(助成金の請求及び支払い)

第13条 助成対象事業者は、第12条第2項において通知された交付決定通知書内期限までに、次に挙げる書類に交付金額を記載し提出すること。なお、期限は呉地域観光連絡協議会が通知した日より起算して概ね10日後（土日祝日含む）とし、期日までに提出されない場合、助成金は交付しない。

提出書類
(1) 請求書（様式第 5 号）

※ 原本での取扱いを原則とし、FAXでの書類は受付不可とする。

- 2 呉地域観光連絡協議会は第 5 条第 3 項に基づき、助成対象事業者が指定した金融機関の口座へ円建てで振込むことにより行うものとする。

（実績の報告）

第14条 助成金の交付を受けた事業者は、助成金交付の翌年度末までに次に挙げる書類により翻訳物導入後のレポートを提出しなければならない。

提出書類
(1) 翻訳物導入後レポート（様式第 8 号）

※ 原本での取扱いを原則とし、FAXでの書類は受付不可とする。

（書類の管理）

第15条 助成金の交付を受けた事業者は、助成金にかかる経理を明確にするとともに、関係書類を善良な管理の下に 5 年間保存しなければならない。

（交付の取消し及び返還）

第16条 呉地域観光連絡協議会は、助成金の交付を受けた事業者がこの要綱の規定に違反したとき、または助成金申請書等の提出書類に虚偽の記載をしたときは、助成金の交付決定を取消し、既に交付した助成金の全部または一部を返還させることができる。

（免責事項）

第17条 当事業の履行において事業者間で発生した問題に対し、呉地域観光連絡協議会は一切関与しない。

（その他）

第18条 この要綱に定めのない事項については、呉地域観光連絡協議会が協議して決定する。

附則

この要綱は、令和元年 6 月 1 日から施行する。